

「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』の制定について」に対するパブリック・コメントの結果について

平成 22 年 4 月 20 日
日本証券業協会

本協会では、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の制定について、平成 22 年 3 月 11 日から 3 月 31 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（20 件、6 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	意見	考え方
1	全般	銀行の M&A アドバイザリー業務をおこなう本部セクション等、登録金融機関業務ではなく、銀行法でいう付随業務に該当するセクションについては、今回の法人関係情報の管理態勢規則案の適用対象外と考えるよろしいでしょうか。	銀行の M&A アドバイザリー業務をおこなう本部セクション等が登録金融機関業務を行う部門でなければ、その理解で結構です。
2	全般	「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の制定（案）の第 2 条（定義）に規定する「法人関係部門」の考え方について、末尾に【参考】として記載がありますが、本【参考】と今回のパブリックコメント回答と併せて Q & A 化することをご検討いただきたい。	ご意見を踏まえ、趣旨を明確にする観点から、定義を修正いたします。
3	全般	本規則における「法人関係情報」とは、第 1 条に明記のとおり、「協会員が業務上取得する法人関係情報」という認識でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「法人関係情報」は、第 2 条第 1 号に規定しております。
4	第 2 条	登録金融機関業務において、法人関係情報を取得する可能性	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断することとな

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>が高いとは、どのようなケースを想定しているのか。</p>	<p>りますが、主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門、具体的には、法人業務、引受業務及び発行会社に係る合併、買収、公開買付け、新株式等の募集等を担当する部門等や、売買管理業務を担当する部門等が考えられます。</p>
5	第2条第1号	<p>「金融商品取引業等に関する内閣府令に定める法人関係情報は『上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに公開買付け、これに準ずる株券等の買集め及び公開買付けの実施又は中止の決定に係る公表されていない情報』と定義されており、例えば、金融商品取引法第166条に定める上場会社等に係る業務等に係る重要事実と比べ、具体的な内容や投資判断への影響に関して、その範囲は解釈の余地が広く、曖昧なものとなっています。</p> <p>弊行においては、取扱業務全般に関して取得した金商法第166条、第167条の重要事実や公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実に関しては、当規則案に準じた管理態勢整備がなされていると考えておりますが、今回、法人関係情報の管理について改めて協会規則を定め、協会員の管理態勢整備を求めるのであれば、規則運営の実効性確保の観点や弊行においては既存社内規則との相違点を明確に認</p>	<p>「法人関係情報」の定義は、金融商品取引業等に関する内閣府令においても規定されておりますが、業者が有する情報が「法人関係情報」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>識するためにも、法人関係情報への該当性判断に資するより具体的な定義(情報の内容や投資判断への影響度についての定量的な判断基準を含む)を示していただきたいと考えます。」</p>	
6	第2条第2号	<p>登録金融機関、特に銀行の「支店・支社・出張所」は、法人や個人顧客との預金・貸出・為替業務などが中心で「主として業務上、法人関係情報を取得し、利用する部門」には当たらないと考えるのが通例であり、この場合は「業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門」には該当しないとの理解でよいでしょうか。</p> <p>同様に損保や生保の代理店も法人や個人顧客との保険業務などが中心で「主として業務上、法人関係情報を取得し、利用する部門」には当たらないと考えるのが通例であり、この場合は「業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門」には該当しないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>登録金融機関、特に銀行の「支店・支社・出張所」や損保・生保の代理店が主として登録金融機関業務を行う部門でなければ、その理解で結構です。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、趣旨を明確にする観点から、定義を修正いたします。</p>
7	第2条第2号	<p>当社の場合、法人営業部門が営業活動を行う中で法人関係情報を知り得る場合がありますが、知り得た情報については売買審査部(情報管理部門に該当)及び引受本部に報告し、その後、当該情報に関連した活動は一切行っておりません。</p> <p>こうした場合、法人関係部門として定義するのは、引受部門及び売買管理部門の2つの部門とし、法人営業部門は法人関係部門として定義せず、物理的な隔離は必要ないと考えますが、よろしいでしょうか。</p> <p>尚、法人営業部門で知り得る情報ですが、多くても月に3,4</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることとなりますが、ご質問の法人営業部門が「法人関係情報を取得する可能性の高い部門」でなければ、必ずしも、法人関係部門に該当するとまでは、言えないと考えております。</p> <p>なお、その場合であっても、当該法人営業部門における法人関係情報については、適宜適切に管理いただく必要があると考えます。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		件程度となっております。	
8	第3条	本規則で制定が求められている社内規則について、ほぼ同様の内容を、業務内容方法書の添付規程である「内部者取引管理規程」で現在規定しているところであるが、これとは別に制定しなければならないか。	本規則の内容を満たしている社内規則であれば、別に制定する必要はないと考えます。
9	第3条第3号	「法人関係情報管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項」の「法人関係情報管理部門」とは、本規則案第4条に定める「管理部門」を指すという理解でよいでしょうか。また、併せて「情報管理手続に関する事項」を定めることから、「法人関係情報の管理を営業所又は事務所毎に行う場合」には、「その責任者」を指すということでしょうか。	その理解で結構です。 なお、ご指摘を踏まえ、趣旨が明確となるよう文言を修正いたします。
10	第3条第5号	「法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項」とは、例えば、「法人関係情報として管理していた情報が公表された場合、又は法人関係情報に該当しないことが判明した場合には、当該情報を管理対象から除外する」旨及び管理対象から除外する手続のことと理解してよいでしょうか。	その理解で結構です。
11	第3条第6号	「禁止行為」とは、例えば本規則案第6条に違反することを想定しているのか、それとも金融商品取引業等に関する内閣府令第117条に規定する禁止行為のうち、各協会員の業務に関連するものを想定しているのか、具体的にお示し願いたい。	金融商品取引法並びに関係法令及び協会規則において、法人関係情報に関連する役職員の禁止行為に関する事項を想定しております。
12	第6条から第5条	法人関係情報の入手を業務上行っていない場合、登録金融機関業務の遂行に際して、顧客からの提出書類や業務上使用する帳票に法人関係情報の記載欄は存在しない。これは、個人・法	現在の社内規程において、本規則の内容を満たしているのであれば、新たに社内規程を定める必要はないと考えます。

項番	該当条文	意見	考え方
		人を問わず業務に不要な顧客情報の取得を防止する観点から実施している。また、現在有効な社内規程等で適正な管理が十分と判断できる場合には、新たに社内規程を定める必要はないと考えて良いか。	
13	第3条から第6条	規則(案)の第3条～第6条に述べられている事項に関しては、貴協会が公表している社内規程モデル(内部者取引管理規程モデル)に織り込まれているものも多いが、規則(案)の施行に当たっては、内部者取引管理規程(社内規程モデル)を改定していただけるのか。 理由：既存の社内規則としての「内部者取引管理規程」と、今回の規則(案)との関係を明らかにしておきたい。	現在、現行の「内部者取引管理規程」モデルを変更するとともに、新たに「法人関係情報管理規程」モデルを作成し、ご提示することを予定しております。
14	第4条	本規則案第5条のとおり、「法人関係情報の管理を営業所又は事務所毎に行う場合」には、「その責任者」を指すということによいでしょうか。	その理解で結構です。
15	第4条	「管理部門」については、社内規定上、明確に定めることが義務付けられているのか。それとも、実態が伴っていれば許容されるのか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、社内規定上、明確に定めることとなると考えます。
16	第5条	規則案第5条に規定される「法人関係情報を取得した役職員」とは、同案第2条2項に規定される「法人関係部門」の役職員と考えてよいか。すなわち、法人のみを顧客とする業態であっても、登録金融機関業務を行わない部署の役職員については、自社の顧客情報管理体制の中で情報管理を行なうことは当然であるが、本条の規定の直接の適用対象ではないと考えてよ	ここで規定する「法人関係情報を取得した役職員」とは、特別会員にあっては、「登録金融機関業務を行う役職員」を考えております。

項番	該当条文	意見	考え方
		いか。(新規則の制定に伴い、社内各部門への規則適用有無を明確に判断した上で適切な社内規程を制定し、法人関係情報管理体制を構築する必要があるため。)	
17	第6条	銀行の資産運用部門。具体的には株式や債券や投資運用商品等を自己勘定で購入している部門は、直接法人顧客と接しているわけではなく、「主として業務上、法人関係情報を取得し、利用する部門」には当たらないと考えられることから、今回の規則案で規定されている「物理的隔壁等で対応すべき部門」にはあたらないと考えてよろしいでしょうか。	銀行の資産運用部門が、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門でなければ、その理解で結構です。 なお、ご意見を踏まえ、趣旨を明確にする観点から、定義を修正いたします。
18	第6条	CP(短期社債)引受業務は、その業務の性質上、「CPの引受業務において、上場会社等の資本政策の話や進行中のファイナンスの話など上場会社がCPを発行し、それを引き受ける上で、重要事実を取得し、その情報を勘案しながら引き受けるということはされておらず」、一般的には「主として業務上、法人関係情報を取得し、利用する部門」には当たらないと考えられることから、今回の規則案で規定されている「物理的隔壁等で対応すべき部門」にはあたらないと考えてよろしいでしょうか。	CP(短期社債)引受業務を行う部門が、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門でなければ、その理解で結構です。 なお、ご意見を踏まえ、趣旨を明確にする観点から、定義を修正いたします。
19	第6条	登録金融機関業務を遂行する組織の中に法人関係部門に該当する組織がない場合、即ち法人関係情報を取得し利用することを業務とする部門が存在しない場合、第6条で規定している措置は不要と解釈して良いか。	法人関係部門に該当しなければ、第6条第1項で規定している措置は不要であると考えます。
20	第7条	「管理態勢の充実」に定める「定期的な検査」とは、具体的にどのような内容を想定しているか。	当該規定は、協会員において作成された社内規則が遵守されているかどうか何らかの形でチェックされている仕組み

項番	該当条文	意見	考え方
			<p>が最低限必要であるという趣旨で制定したものであります。</p> <p>「定期的な検査」の検査の方法や周期については、各協会員の実情に応じ、適切に対応いただければと考えております。</p>

以上